



宮 崎 県 公 報

令和6年3月22日(金曜日)号外 第8号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

頁

条 例

○宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例…(議会事務局) 1

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 改正の理由及び主な内容

令和6年4月1日付けの組織改正で新たに「宮崎国スポ・障スポ局」が部等として設置されることに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第31号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例(昭和31年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称等) 第2条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務政策常任委員会 ア・イ [略] ウ～ク [略] (2)～(5) [略] 2 [略]	(常任委員会の名称等) 第2条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務政策常任委員会 ア・イ [略] ウ 宮崎国スポ・障スポ局に関する事項 エ～ケ [略] (2)～(5) [略] 2 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。